

# 女性の人権と自立のための地域づくり協議会

## 準 備 会

## 報 告

第1回 2017年6月1日開催

第2回 2017年8月8日開催

第3回 2017年10月30日開催

2018年3月

特定非営利活動法人くにたち夢ファーム

# 困難を抱える女性支援地域づくり協議会 第1回準備会報告（概要）

日時：2017年6月1日（木）9：30～10：30

場所：国立市役所市長公室

出席者：〈国立市〉永見市長、雨宮政策経営部長、吉田市長室長

〈NPO くにたち夢ファーム〉遠藤 jikka 管理責任者、山本理事長、上村理事 （記録）山家

## 1. 経過・趣旨説明（上村）

経過：省略

準備会の目的：これまでの成果を踏まえ、さらに市長公約「DVや貧困などの困難な状況を抱える女性が後を気にして歩かなくてもよい地域づくり」に有効な地域協議会を立ち上げるための準備を行う。

協議事項：地域協議会について、メンバー・目的・獲得目標・市の計画（条例、女性センター等）との整合性、など意見交換し、イメージを共有する。

## 2. 意見交換

### ◇国立市の男女共同参画の計画における「民間」の位置

吉田室長 国立市の男女共同参画の計画の中では民間との連携を第一に挙げている。対象とされる女性・子どもと能力をもっと活かしたいという場合も含めて。

永見市長 DVや貧困になっている人をフォローアップするのに、シェルター、ステップハウス、その先、就労があるが、その間をつなぐ地域社会をどのように作っていくのか。そのための「女性の人権と自立を支える地域社会づくり協議会」のようなものが考えられる。行政では手が及んでいないところで、まわりで保護したり支え合えるような地域社会づくりを、民間のみなさんと行政と一緒にやる部分だと思う。

### ◇現状の共有が協議会の第一歩

永見市長 ただ、そういう女性が困難な状況に至らない地域社会、という発想もできるのか。

雨宮部長 予防みたいなこと。

遠藤 「予防」はかなり進んでいる。啓発されて、DVは犯罪だ、許されないことという認識は定着している。警察沙汰になるような暴力へと煮詰まっていく段階で、予防ができる。だから「相談」が重要で、さらに「どんな相談でも受ける」ということが大事。「女性総合相談」と言えば、夫婦喧嘩、恋愛問題、不倫、嫁姑問題、何でも来る。暴力を振るうというのは、暴力で解決するというやり方の問題だから、そうでない手法があるということが定着していけば、暴力沙汰、犯罪化の予防にはなる。そこは行政が啓発することが必要。

女性センターの機能で一般的なのは、情報、相談、啓発、交流の4つだが、いちばん大事なのが「相談」。相談は具体的な事例であり、それに基づいてその地域に必要な、もの、啓発、情報提供を決めていく。今年のwamの助成は、女性支援を通じた地域づくり、というコンセプトで助成を得た。女性を支援する中から見えてくるものを課題に取り上げて、それに取り組む活動をする。そういう拠点として、女性センターが機能すると、すごく有効なものになるだろうと思っている。

永見市長 逆に言うと、いま遠藤さんが言ったような状況について、ほとんど共有されていないが、その共有性がないと地域社会づくりは成り立たない。現状の共有というところが協議会の最初の一步になるのかと思う。

### ◇開かれた地域の中で普通の人々が支援する

遠藤 夜間・休日の電話相談はメンタルの相談が多い。20代の女性に多いのは、悲劇のヒロインになってしまっていること。それが「ご飯が食べられて、働けて、いいかな」と思えるためにはつながりが重要。

電話相談を受けていると、女性は本当に孤立していると感じる。だから「孤立しない地域づくり」をどうつくるかということだと思ふ。

jikka は下にカフェ＝人がつながる場所を作っている。スタッフ＝支援する人と、される人が、入り乱れて一緒にご飯を作って食べたり、おしゃべりしたり、誰か居る。「施設化」していない。普通の町の中で、いろんな人たちが支援している。それがいちばん大事だと思う。

jikka を作る意味は、特別のことをしない、ということ。いったんシェルターに入って、地域社会から隔離されて、もう一度アパートを借りて、「はい、地域社会に溶け込んでね」と言われても、無理。その時にステップハウスの役割は、特別のことをしない中で、いろんなストレスや危険をはらみながら、それでも生きていけるという自信をつける。「大丈夫だから、やっpegらん」と、地域に放り出す。でも放っておくのではなく、見守ってアドバイスしたり、危ないときはストップをかけたりする。普通の人がやっpegいくエンパワーメントでないと、自立にならない。それは開かれた地域の中でしかできない。

永見市長 そうなると地域の見守りの問題であったりする。地域協議会をつくるときの最初の目標ということか。

#### ◇地域の壁や従来の取り組みとのギャップを越える協議会づくり

遠藤 いま商店街の人とも仲良くしようと、掃除に参加したり、いろいろしているが、もっと広がっている人たちが交流できるとよい。やはりまわりは怖がる。DVだから、変な人が来るのではないかと。いろいろ壁があるけど、地域の壁もある。

永見市長 先日長くDVに取り組んでいる方のスピーチを聞く機会があったが、従来のDVへの取り組みの考えと、これから地域協議会でしようとしている地域づくりという取り組みの考え方との間にギャップがあるのではないかと感じた。その辺が理解されないと、うまく進まないと思う。逆にシャットされる方向に行かないように、どう作るか考えることが必要。

上村 大丈夫？ という感じは jikka のオープンの時からあった。

永見市長 行政もそう思っている。何かあったらどうするんだ、やはりシェルターできっちり守って…と。

遠藤 シェルターがあるならいいけど、都道府県に1カ所ではとても足りないし、ふるいにかけているから空いていたりする。

#### ◇逃げなくていい地域をつくる、という挑戦

永見市長 フレキシビリティというのは民間が持ちうる。それを活かしながら行政と協働して地域社会をどう作るか。「女性の人権と自立を支える地域づくり協議会」というのがシンプルな言い方だろう。

上村 wam もそこにいちばん関心を持っていた。今までの「守らなければならない、逃げなければならない」という理論から、「いや、逃げなくていい地域を作っていくんだ」という挑戦。だから、助成金が下りた。そこを越えていく実践がないと、国の政策にもなれない。だから厚労省としても関心を持っている、と。安心して地域に戻っていくときに、必要な条件は何なのか。行政、民間、NPO はそれぞれ何をやればいいのか。どうしたら当事者と地域が安心して暮らせていけるのか。そこを詰めてほしいのだと思う。

今の日本の政策は、DV被害者を特別の存在にして、ご自身たちも力がありながら、自分たちが特別なのだという意識から抜け出せない状況にいる。地域もそう思っているのではないか。おかしいのは加害者のほうなのだという当たり前の認識に立たない。それは加害者が野放しにされているから。

地域でこのことの共有化は難しいだろうと思うが、このことをやらないといけないから、立ち上げるとしたら、まずこの現状の共有化をめざすということが、目的の第一に入ると思う。

急性期に至る前の「予防」みたいなところに「相談」があるのだと、遠藤さんは言ったが、いまは、急性期への対処とその先の回復期「リハビリ」はあるが、その前後がない、という状態。前後をつなげて1つのものにしていく。

永見市長 それが地域づくり。地域づくりの協議会を立ち上げるということはそれ自体が啓発だ。

#### ◇新女性センターの活用と地域社会づくりが一緒にできていくというイメージ

遠藤 wam の助成申請には①パーソナルサポート、②フロア事業による啓発、③市との協働、の3本柱がある。

市は高架下につくる女性センターをどういう形でつくっていくのか。一般的には、市民委員会を公募したりして、市民が作ったという形をとる。行政がつくるけれど、運営の中身は市民がつくるという形にする。そういう形をつくって、女性センターの運営と事業の中身、を議論していく。その人たちがバックアップしながら、市民に広く使ってもらう方法を継続的に考える。何年かそれをやった後に指定管理になったりする。

永見市長 国立市の場合は直営しかありえない。メインが行政サービスコーナーに相談コーナーが付いていて、多目的なスペースがあるから、そこを使って相談と啓発と活動ができるということ。

吉田室長 場所貸しが出来るだけのスペースがない。いま市がやっている男女共同参画の機能の一部を、高架下のセンターでやっていくような位置付け。センターといっても、建物一棟がセンターということではない。

永見市長 他のプログラム、コミュニティ活動や社会教育活動ができるスペースがあって、そこを男女共同参画も一緒に使う形。だから共同参画の実際の地域社会づくりや相談の体制づくりを、住民とこうした協議会を通してつくっていくことによって、センターの活用も地域社会づくりも一緒にできていくというイメージか。今年1年かかって積み上げて、女性がどのように守られていくのかというふうなことが見えてくる。

#### ◇地域社会と連携しながら、女性の人権と自立が全体として守られる社会をつくる

上村 wam の関心は、jikka の発展的な形として、市との協働関係を、jikka がやる部分と行政がやる部分としっかり位置付けて、ちゃんと構築していくということ。現実にはそれができているところは少ない。

2014年の市との研究会から始まって、行政との協働関係がどうつくれ、それが地域にどう戻ってどう広げられるのか、という1つのモデルケースとして評価されている。

遠藤 jikka の2016年度活動報告冊子を全国の女性センターなど228カ所に送ったところ、早速問合せがあった。やはり行政だけでは限界になっていて、jikka が1つのモデルケースになっている。

上村 wam に言われたのは、いかに施策化できるか、ということ。国、厚生労働省は現場でないので動けない。本来現場から施策が上がってくるべきだが、それがなかなかできていない。だから助成金で先駆的な活動に税金を使うのはそういう目的がある、と。地域で本当に必要なものは何なのか、まず自治体から上げたいと思う、というようなことを言われた。

永見市長 たとえば介護保険制度の問題で考えると、NPO とかが地域の高齢者の実態の中で、ある先駆的な小規模多機能的な取り組みをする。それが高齢者が地域で暮らし続けるためにもいいシステムだ、ということになって、厚生労働省が介護保険法を改正して、そういう機能に対して支援する、ということになっていく。

いまDVの女性の支援に、ステップハウスのものに対して、法的に定式化して、助成金や給付の対象になるというシステムはあるのか？

遠藤 ない。だから、いま行政が連携して、生保とか、住民票を移さなくても、全部行政サービスを受けられるということは、厚労省などいろんな通達が下りて、それでやっているだけ。

永見市長 「女性の人権と自立」みたいなトータルな制度、がない。

介護保険について、厚労省の医療課長が来てくれて夜遅くまで議論したのだが、「介護」を地域で最後までやるとなると、医療の問題をやらざるをえない。厚生労働省は、最後の段階の、介護と医療が一緒になってどのような提供体制をつくるか、を見ていかななくてはならない。そこで初めて高齢者の福祉だけでなく生活全般の取り組みの必要性が出てくる。

同じように、女性の問題もそういう形でこの先展開していくと考えたらいい。高架下の女性センターとjikkaなどと他のシェルターも、地域社会と連携しながら、女性の人権と自立が守られる社会をつくるか、

というテーマでどうやっていくかということ。

#### ◇地域社会づくりを行政と市民がやっているという形で幅広く呼び掛ける

上村 今後のこと。きょう第1回準備会はまずイメージの共有化をめざしたが、この後、8月、10月、12月、2月頃までで、計5回を予定している。2月くらいに地域協議会が発足して、発足を兼ねてシンポジウムを行う、ということを考えている。

メンバーとしては、男女平等市民委員会、社会福祉協議会 CSW、民生委員会、一橋大学、国立音楽大学、商工会などを、資料にあげたがどうか。

永見市長 それは事務の方で詰めればいいが、だんだんやっていったときに、wamの助成はjikkaが対象だが、地域協議会はまだちょっと幅広いので、地域社会づくりを行政と市民がやっているという形にいかにかオーソライズしていくかというプロセスがこの12月まで、というぐらいのイメージをもってやっていけたらいい。

遠藤 2014年の研究会には民生委員さんが来てくれたりしたが、その流れが発展・拡大したものとして、枠をもっと広げて、あれの実践が実際に始まっています、この実践拠点をみなさんで活用しながら、作りましょう、と。で、国立市がいよいよ男女共同参画の事業に踏み出すので、ぜひご協力いただきたいという感じで、いろんな人に呼び掛けていく。

永見市長 そう、そういう形でオーソライズする。

吉田室長 2年前(?)●の2月のシンポジウムで描いたイメージがある。あのイメージを具現化することだと思う。ちょうど女性センターが来年に向けてできる、そして男女共同参画の条例ができるという意味で、市としても1つのポイントになる。

遠藤 最後に予定するシンポジウムは、具体的実践的現場の話を地域の人たちに聞いてもらうのがいいと思う。全国で唯一の妊産婦とその子ども対象とする女性保護施設「慈愛寮」施設長の熊谷さんは、国立市民で、国立のこともよく知っているし、良いお話が聞けると思う。それと国立の女性の現状、それと条例ができるのでそれをみんなでちゃんと共有する、みんなで使っていこう、という話を市側からしてもらおうとよい。

吉田室長 条例案はいま男女平等市民委員会で議論していて、8月頃に答申をもらい、12月議会で決定し、1月か4月から施行の見通し。

#### ◇次回についての確認事項

上村 条例の前に、国立には計画が作られているので、次回は市の計画の中でどこに位置づけるのか共有したい。

吉田室長 協議会がどこに該当するのか少し検討したい。

あと、何をこの協議会でめざすのかというのを、もう少し具体的に、外に話せるような形で詰めていったほうがいい。関係団体の人たちにこうしていきたいということをしつかりと話せるほうがいいと思うので。

(次回に向けて決めたこと)

- ① この協議会がめざすものについて、たたき台を用意してくる(担当:遠藤)
- ② 市の計画の中で位置づけをまとめてくる(担当:吉田室長)
- ③ 現場のことなども話せるように、次回は市側から橋本●(職名)も出席する。

(以上)



# 女性の人権と自立を支える地域づくり協議会 第2回準備会報告(概要)

日時 2017年8月8日(火) 14:00~16:00

場所 国立市役所 1F 臨時会議室

出席者 国立市: 吉田室長市長室長、関福祉総務課長(生活保護等担当)、藤田●

くにたち夢ファーム: 遠藤 Jikka 管理責任者、上村理事ほか2人 (記録) 山家

配布資料: 遠藤「女性の人権と自立のための地域協議会(仮)」についての考察」

## 1. 前回記録についての確認事項

- ・訂正事項は直接記録担当に連絡する。第1回準備会の記録は市からの訂正・確認をもって確定する。
- ・第1回協議会の記録は10月の協議会の段階で再度確認する。
- ・Jikkaのホームページに準備会記録を掲載するに当たっては、要約するなどの配慮を行う。掲載原稿は改めて確認する。

## 2. 協議

### (1) 「女性の人権と自立のための地域協議会(仮)」設立のための課題について(Jikkaからの問題提起)

遠藤 前回の市長発言から考える。つまり地域の壁・従来のDV等への取り組みとのギャップの問題、民間のフレキシビリティを活かして行政と市民が地域社会をつくることのオーソライズの問題、「女性の人権と自立」のトータルな制度がない現状で、それを地域づくり協議会でやっつけよう、ということ。

#### 〔協議会設置の目的と重点〕

国立市男女平等条例に基づいて行政と市民が協働し、国立市における女性の人権の確立と、女性への差別と偏見のない街づくりに貢献するための実践的な取り組みを協議検討する目的で設置する。

この協議会のポイントは、①制定間近な「男女平等参画条例」に基づいての施策として設ける、②「実践的」な取り組みを検討し、具体的な問題解決に取り組む協議会、ということ。

#### 〔運営〕

この協議会のもとで、男女平等センターが男女平等条例の理念を実現する拠点として機能するように、行政と市民が協働して、男女平等センターの運営を協議検討することとする。

#### 〔行政と民間の役割〕

行政は、意識啓発、施策の立案を行い、具体的な事例の解決にあたっての必要な行政措置を行う。

民間(市民)はその自主性において、地域に潜むまたは表出するさまざまな女性に対する差別と偏見に基づく事例について考察検証し、問題解決のための方策を提案、実践する。具体的な事例についての解決のために、議論し、検証し、取り組んでいく。

基本的に女性問題を解決するときには「プライベート イズ ポリティカル」個人的なことは政治的なこと、社会的なことという立場に立つ。

行政にも女性相談だけではなく、「ふくふく窓口」も含めて抱えるさまざまな個別ケースがある。その解決を、行政だけが解決するのではなく、地域の支援力によって解決する手法を編み出す。その手法を、地域コミュニティづくりのソフト面として蓄積する。このソフト面が足りないのが行政の側で、逆に民間の方はソフト面は持っているが、個々の市民の中にしか蓄積されていない。そこが連携して、行政が具体的な福祉行政の中できちんと位置付ける。そういうシステムが必要。

具体的なケースワークに入っていくときに、生活保護とか福祉のお世話になるわけだが、それもかなり行き詰っていく。そうするとだいたい病人になっていく。あるいは、Jikkaでも苦慮しているが、ボーダーラインの人が何の施策の対象にもならないで、見た目は何でもないので放置されている。そうした人たちが、問題を蓄積して行って、ある日突然犯罪者になったり、脅迫者になったりして、社会的な問題になっていくということが多々あると思う。

それを解決できる地域力というか、地域コミュニティができれば、その中でさまざまにそういうボーダーの人たちが抱える課題や問題を予防的に見つけることができるし、防ぐことができるだろう。

そういうソフトは民間の方が持っていると思う。それを行政との協働の中でうまく活かしていくことを、考える。

#### 〔協議会の構成〕

協議会の構成メンバーの中に人権の視点と福祉の視点と両方必要。DVの被害者支援などを考えたときに、これはセットでなければできない。その場合に、平和とか人権とかを担当していく部署の中での担当がキーパーソンになるだろう。その人権の視点を持って庁内連携を図るということが必要と思う。

それともう一つ、もっと広く市民、町の中のさまざまな人たちを対象に啓発、市民の人権意識を高めていく。いわゆるジェンダーバイアスの中での女性に対する偏見と差別をなくすることを、意識啓発する、ということになると思う。そのために、協議会に、行政施策にもっとこういう視点が必要ではないか、とか、そういう提案をしてもらう。あるいは市民が学習する機会の提供などを行う。

もっと大きな社会的な視野から、男女平等度のボトムアップを図っていくときに、一橋大学とか、さまざまな教育機関もあるわけで、そういうところがもっと、市民に開かれた場として公開の学習会を持つとか、いろんなことができる。その上で、市民自身が自主学習を行い、経験を積んでいく。ある程度の知識、スキルを持って、地域の隠れたサポーターとして存在する、ということが地域コミュニティの原動力になっていくのではないかと。

もうひとつ、具体的ケースワーク的に考えたときに、ひとり親女性支援係がやっている隠された母子特有の課題を明らかにする部署がある。福祉総務課に今日もきていただいているが、特化して言えば、女性の経済的困窮の課題を明らかにすることが課題。

あと、子ども家庭支援センターは児童虐待の担当になっているが、そこで取り扱われている虐待、ネグレクト等、養育におけるさまざまな課題を明らかにする。

あと、児童・民生委員がいる。これも地域に潜む、あるいはすでに知られている事例で未解決の課題を明らかにする。

そういう多様な角度から、さまざまな事例の具体的解決を地域コミュニティの力で図る試みをする。

#### 〔個人情報守秘義務の問題〕

その際、事例というのは全部個人情報なので、守秘の壁に阻まれないで行う連携のあり方を見出す方法が必要。女性相談をやっていて、1つの部署だけで終わる事例などひとつもない。その時に、そこに市民が加わってきたときに、市民の側も守秘義務とか個人情報をどう考えるのかということについてひとつの理念を持たなければならない。守るべき個人情報とは何か、開かれるべき個人情報とは何かということについて議論する場が必要。

#### 〔DVと虐待の発見〕

DV家庭で子どもも虐待を受けていて、とにかく子どもを救出しなくてはならないというときに、お母さんに聞くと「なんでもありません。DVなど受けていません」と言い、夫もちろんそう言う。その時に、どのようにしてDVと虐待を発見するかというと、ちいさい子どもだったら3ヶ月検診とか半年検診で保健センターなどがそれを発見することができる。あるいは保育園、幼稚園に行っていればわかる。あるいは学校。それは別にDV担当でなくても、行政はあらゆる生活の場面を想定して部署があるわけだから、いろんな角度から市民に接近する方法がある。それが庁内連携がちゃんとできていれば、その中でDV担当につながっていく。そのようにもっと柔軟に連携するという方策を考える必要もあるだろう。

#### 〔相談事業〕

必要な施策は女性人権相談・女性福祉相談から始まる。事例解決に止まるのではなく、施策として何が足りないのか、もっと何ができるのか、というふうを受け止める。とくに女性相談は、解決への道筋を付けたところで、行政施策がきちっと確立される、と考える。

#### 〔「ジェンダーによる問題」として捉える〕

私たちが相談を受けるときは、先に、この人は女性でありいろんな困難があると考え、DVがあつてこうなっていて、鬱から始まって、それが放置されて、だんだんひどくなつていって、パニック発作を起こす、人格障害だと言われ、適応障害だと言われ、しまいには統合失調症になってしまう。それが逆に、精神疾患だからDVを受ける、という話になってしまうことはよくある。それを逆転させて、そもそもなぜそういうことになったの、と付きとめていく中で、彼女のヒストリーが語られていき、女性特有の課題が浮かび上がってくる。

それで、相談の窓口では女性でジェンダーの問題をはらむときは、まず人権女性相談で受ける。母親役割、妻役割、家族の問題、介護などなど、かなり具体的なことが多いはずで、個別の具体的な解決もあるが、ジェンダー役割で追い詰められていることが多い。そういう時には、聞く。傾聴、受容、共感、いろいろあるが、聴き方によっては、相談によって相手がエンパワーメントされていくという効果がある。エンパワーメントをめざした相談、その人が納得のいくまで何度でも相談できる。カウンセリングマインドで相談を受けて、そういうことを通じて解決に向かっていく。そのケースワーク＝連携は、子ども、精神疾患、介護などさまざまな場合にに応じて、多様になされる必要がある。

#### 〔支援される人が支援する人になる〕

今 Jikka がそうやってきたと思うのだが、「子ども朝ごはん」のスタッフの中に入居者が必ず入り、その中ですごく変わっていく。支援される人が支援する人になっていく。それは支援する側の質にも依るが、支援しようと思った人たちの側がバージョンアップしていくと、支援されると思って来た人がだんだん支援する人になっていく。そして新しく入って来た人をまた支えていくという循環構造になっていく。

お互いに自立を支えあうということができると、やはり「場所」の強いところだと思う。

#### 〔空き家対策事業〕

「場所」については、国交省と厚労省の連携による「空き家対策事業」で、「居住支援協議会」と「居住支援活動」というのがある。私たちはたまたま場所が見つかったので Jikka を始めたが、なかなか民間が自力で居場所とアパートの両方をかりるのは難しい。しかし、ふつうの町の中で暮らしているというのが重要だと思う。特別な場所で、特別に囲われて、特別な生活をするというのは、自立を阻んでいく。どこにでもある家、アパートで、それをお金がなくても借りられる、住めるという条件が必要。

その意味でこの「空き家対策事業」で、いろいろ面白いことができるのではないと思う。

その中の「居住支援協議会」の構成は、空き家家主・不動産業者・行政・サポーターとしての「居住支援法人」。民間がいちばん力を発揮するのがこの居住支援法人で、Jikka はそれを自前でやっている。それを公的な機関もいっしょになってやるシステムを、国交省と厚労省が編み出してくれたら非常にいい。

この居住支援法人は生活困窮女性のための住居の提供に伴う、パーソナルサポートのスキルを持った法人が担う。いわゆる母子施設、女性更生施設というのも悪くはないが、それほど多くないし、場所も近いとは限らない。また、そこから出ていったときに、もう一段階自分でやっていくということがある。私は何段階も生活が変わるのは非常に困難が伴うと思う。できれば最初から町の中に家があつて、そこで暮らす。いろんな人に見守られて、安心して、普通の生活に一気に戻る、というのがいちばんお金も手間もかからず、その人のエンパワーメントも早く、自立も早いのではないかと、Jikka の経験から思う。

#### 〔女性支援を通じたコミュニティづくり〕

そういう活動が定着していけば、女性支援をとおしたコミュニティづくりになる。今年の wam の助成金のテーマがそれで、内容は居住と居場所と近隣とのお付き合い。これが大事。今「子ども朝ごはん」を通して、また折り紙教室とか、近所の人も朝ごはんを食べに来る、お茶を飲みに来る、おしゃべりしに来る。何となく渾然一体となつておしゃべりする中で、普通にコミュニケーションが成り立っていくというのが地域のコミュニティだと思う。いろんな人が集つて、交流して、また散っていく、ということが繰り返されていくようなスペースが地域の中にあるということで、女性が地域を作っていく。

やはり女性が核にならないとコミュニティというのは作りにくい。女性自身がそこでエンパワーメントされて元気になってやりがいを感じて、お互いに支え合つて、共同性を獲得していく、社会性を獲得して



いく場としてコミュニティが作られていけば、お互いに自分のために自己実現のために、社会に貢献できるようなコミュニティを作っていくということが可能なのではないかと思っている。

上村 協議会イメージについて、遠藤さんから出してもらった。骨子は、①行政が条例に基づいて計画を作り、それに基づいて（仮称）女性センターや協議会を設置する、②（仮称）女性センターの運営は「地域協議会」が行う、③地域協議会はその活動の1つとしてセンターの運営に関わり提言していく、ということ。

## (2) 条例制定とセンターの設置について（市から報告）

吉田室長 [条例について]

条例（案）はいま市民委員会で練っている最中。委員会は市民5人と有識者5人で構成し、女性7人：男性3人という割合。今週木曜日（8/10）に市長に対する答申をもらう。現段階での条例名は「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」となっている。「女性」という表現を前に出す、「多様な性」をきちっと入れていこうと議論してこの名称案になった。条例案は今後パブリックコメントやタウンミーティングも受けて案の修正を行い、議会の決定を経て、来年4月から施行の見通し。

市民委員会は、条例の中にも位置付けられるので条例制定後も解散しないで、計画の点検とか、苦情受け付け、市長が別途諮問することがあればそれを議論してもらったりする。

条例は作っただけでは全然伝わらないので、来年度は、市民の方と一緒に条例をさらに深めることを考えている。6月の男女平等参画週間の中で、市民ワークショップなどを考えている。

### 〔（仮称）女性センターの概要〕

これまでは条例がなかったので、市の第5次男女平等推進計画の中に、行政計画なので市が主語になって「民間と連携していく」と、書いてあったが、今回は条例なので市だけではなく、市民、教育部門、民間の企業、の4者の連携でやっていこうと書いてある。

センターは、条例に、男女平等参画を推進していく拠点施設としてのセンター、と明記している。条例に位置付けられたセンターということになる。

今回できるセンターは、国立駅の高架下の施設を使って、住民票を発行したりする北市民プラザのような形のもので、その一部を使う形になる。センターの占有できる空間は、職員のいる事務所と、相談室が2室ということになっている。

運営については、いろんな施設を見学して、市民が参加する運営協議会というのにも確かにあったが、この施設の形の中で、はたして運営協議会で何ができるのかまだ結論はでていない。他の女性センターはいろんな機能を持っているところが多いが、こちらはそういったものがほとんどない状態。一応は「センター」と呼ぶが、男女平等の係の機能の一部をそこで実施するという形になる。たとえば、啓発をそっくりセンターにスライドさせようと思っている。センターは非常に市民に近いところにあるので、啓発とか情報提供、交流をしてもらう。センターの占有ではないが、オープンスペースがあるので、そこをセンターの催しに使わせてもらおうと考えている。相談室の隣の部屋を使って保育などを行おうと考えている。

そのようなことなので、条例の進行とか●の進行は市の方で責任を持つ。その上で、一部センターでやった方がいいものはセンターで行う。男女平等市民委員会の運営などは市が行う。

### 〔センターの運営協議会について〕

遠藤 啓発・情報提供・交流の企画などはどのように行っていくのか？

吉田室長 行政だけでは硬直化するので、民間の団体に委託する方がよいと考えている。ただそれだけでは十分ではないので、行政と委託団体と市民の3者で、まわしていく形がとれたらいいと思っている。

駅から1分という、他の女性センターにはない利点を活かして、今まで相談などに縁も無かった方たちをなんとか呼び寄せたいので、情報発信とか、啓発にとくに力を入れたい。たとえばSNSを活用したりして、若い方たちにちゃんとアピールしたい。イベントを開く場所はたとえば公民館や役所でもいいかもしれない。そこはセンターが主催としてやっていくような形でできたらいいと考えている。

あとはアウトリーチ。自分たちから出かけて行こう、ということで、いま考えているのは、センターの

職員が行く場合もあれば、関連する方に行ってもらって、公立私立を問わず市内全学校、例えば小中学校にここから出ていくような形が取れたら、と思っている。

たとえば、いま私たちが南市民プラザで男女平等関係の企画をしても、ほとんど人が集まらない。それをセンターが、いま遠藤さんがおっしゃった運営協議会の意見を聞きながら、なぜ人が来ないのか？ というテーマだったらいいのか、ということ話をしながらやっていくと、さらに良いかと思う。

センターの名前は遅くとも今年中に決定する。10月の準備会の時には候補を出せるかもしれない。

センターの運営協議会について、もう少しわれわれの方で勉強させてもらって、他市ではこうだが、国立市ではどういうやり方がいいのか。また、そのセンターとしてほしい運営協議会と、いま準備会をしているこの協議会がマッチするのかどうかを、次回少し検討したい。

遠藤 たとえば民間のNPOなどに運営から管理から全部委託するということになれば、運営協議会ではない、という形も考えられるわけ。指定管理など。

吉田室長 直営でやっているところが運営協議会などを開いて、市民の意見を聞きながらやっていこうということになる。

遠藤 直営だと登録団体を作って、登録団体が運営会議をやる。指定管理になったら、指定管理を受けた団体が、その事業の一つとして交流事業を位置付けて、その交流事業の中で運営協議会のような名前、年間企画を立てるとか。やはり登録団体を設けて、「登録団体」という制度はだいたいどのセンターでもある。年に数回登録団体全部でイベントをやるとか、DV月間などにイベントをお祭りにやったりする場合もあり、そこはいろいろだと思う。

吉田室長 「運営」というとすごく重たい、大きなことをやるように見えるが、むしろ「企画委員会」などの形で、市民の方たちに集まってもらい、どういうものが今いいだろうか、というのを諮るのもいいかもしれない。

#### [センターでの「相談」のイメージ]

遠藤 私はどちらかといえば、女性相談センターをイメージしている。そこは、相談に来た人がちょっと休むところがあるとか、子どもを連れてきたときに保育できる場所とか、相談に来た人が、ここが自分の居場所だと思えるような場所になると良い。「相談」に伴って必要なもの、飴とか水とか、お茶とか、寝るところとか、ソファとか薬箱とか、どちらかという、いわゆる「福祉的」な場所。控室があって、インテイクが居るということ。1部屋を控室にして職員がいて、受付、インテイク、保育ができることよい。

「応接室」にしてほしい。女性相談の場合はとくにただ相談室だけ置いても相談の機能は果たさない。

それで、運営協議会というのは、そういう、受付を置く、置かない、保育・保育室をどうするかとか。

「企画」ではなく、「運営」のことを議論する。

そここのところを行政だけでやると、中身がなくて、形だけになってしまう。

上村 女性相談センターとしてちゃんと機能できるような、受付とかインテイクとか、保育とか水とか置くという話だったが、それはこの準備会の協議のテーマになれるか？

吉田室長 ぜひそれは、していただきたい。

上村 ではぜひテーマにしよう。

吉田室長 私たちの方でも、橋本を中心に考えている。ライフステージで見ていく部分と、1年間の季節の移り変わりの中で、たとえば新入社員なら4月5月気持ちがすごく落ち込んでくる方もいて、そのようなときに適するイベントは何か、啓発は何か、とか横の軸でも見られたらいい、という話をしている。

そこに対して、そういう場にどのようなものを入れていけばいいのか。本当に話ができるような環境として、今 Jikka さんのようなそのようなスペースを、今度は公的な場所でどうやって出していくか。机や椅子はこれから準備するのだが、もうちょっとよりソフト的なものはまだこれから。

今回補正予算で中の機能は全部挙げている。大きくはいま話の出た応接のセットも。

遠藤 寝られるソファがほしい。例えば予約して来た、その1時間は予約した彼女のものだから、話さないでそのソファで寝ていてもいい。そういう相談でなければ、相談にならない。

吉田室長 部屋はソファは十分おける広さがある。

遠藤 あと受付、おもちゃとか…。私はインテイクがいるところでは、頼んでコーヒーを相談者に出してもらうこともある。相談では入れてあげるのがミソ。歓迎されている、手厚い相談だな、ということが、百の言葉よりも1杯のコーヒーでぐっとくる。雰囲気は全然違う。それならここで話そう、という気持ちになる。そういう気持ちになってもらわないと始まらない。

それと、あと、お花とティッシュケースは必須アイテム。できれば良い柔らかいティッシュがいい。

上村 音楽は？

遠藤 人による。発達障害の人とかは嫌がるので。

吉田室長 予算が認められたら、今年度中に決めたいのは机など。次回10月は今の段階でできるものの意見をもらえると助かる。

#### [準備会の名称]

(ここで準備会の名称についての協議になり、当面「(仮)女性の人権と自立のための地域づくり協議会準備会」の名称でいくことを確認した。)

吉田室長 協議会の名称には「エンパワーメント」などの語を入れたいと思う。通称というのもありえるが。

#### [[「空き家」の活用について]

遠藤 センターの機能としては、そこは事務局的な機能で、実際の事業についてはいろんな場所を使うと思う。

さっき言ったような相談に来たときに、今日帰りたくない人も来ると思う。その時にできればこの「空き家」を使って、いわゆる緊急対応だとか、家にも帰れない、1~2日どこかで休みたいがお金がない、とかいう場合に、そういう公的な居場所、市なりこの運営協議会が運営してもいいのだが、何らかのいわゆる「居場所」的な場所を作って、そこをセンターのいろんな実践の場所にする。

吉田室長 「泊まる」という機能も想定したということ？

遠藤 そう。ふだんはそこに女性たちが集まって、お茶会をやってもいい。家賃が発生しないで、管理運営だけでできる、そういう場所があると、その機能がはっきりする。

女性がエンパワーメントするというのは、1対1の相談だけでは限界がある。女性同士がピアカウンセリング的に、お互いに知り合って、集って、ケンカもしながら、仲良くなりながら、エンパワーメントするのだったら場所は絶対に必要だと思う。そういう機能を持たせた1つの居場所づくりみたいなことが課題になるのではないかと思う。これがあるとないとでは、実は相談も全然違う。

吉田室長 今日はまちづくり振興課にも声をかけたがちょっと来られなかった。今年になって空き家調査結果が出た中で、いろんなランクの種類空き家があって、すぐに市役所など公的なところが利用可能なところの数字は出てこなかったようだ。だから、そこは1つ課題だと思うが、センターにそういう今日どうしようか、という人が来た場合に、とくに駅が近いので、そういう可能性はある。

遠藤 いまのJikkaもそうだが、恒常的に使う人がいなくて場所が借りられた。そのようなすぐ使える空き家、そういうことに使うのなら、お金さえ出してくれれば、というような協力的な大家さんもあると思う。

上村 わたしも、このことに関して4か所くらい不動産屋に行ったが、どこも関心を持っている。

吉田室長 居住支援協議会というのがある。豊島区とか、京都とかいくつか立ち上げている。そこは自治体があって、宅建協会など賃貸をつなぐ協会があって、そこをつなぐ民間のNPOがあり、住宅困難者がいろんな事情で居住できない、というときにこの協議会が入って支援しましょう、という。

ハードルは、たとえば、仕事をしていないとか、外国人であるとか、そういう部分がある。

あとは不動産屋さん、大家さんがいちばん懸念するのは、やはり家賃がしっかり入ってくる保証があるのか、とか、夜逃げされた場合に残った家財は誰が処分するのか、とか、そういうことが支援協議会の議論でなされて、ここを立ち上げるとなると結構、仕組みも含めて論点が出てくる。

空き家はまちの振興課、居住支援協議会は都市計画課の方に、基本的には国から情報が下りて、そこか

ら福祉の方に情報が伝えられる。過去に研修などの形跡はあるが、現在、形になっているものはない。  
上村 いまから需要がくるのが、精神しょうがいとか、認知症の人とか、療養型に入っていて受け皿があれば病院から出られる人とか。そういう時にもしも地域でそういうところを作っていくということになったら、すごくいいのではないか。そういう意味だと思うので、検討してみて、次回に検討結果を出してほしい。

次回 10 月までに、遠藤さんの方で、まちの振興課長三沢さんと個別に話してもらって、少しイメージを出してもらえるといい。

吉田室長 国立市でいまとらえている空き家の実態というところは出せると思う。

→空き家の活用については次回検討する。(市の空き家問題担当職員三沢氏も出席)

### (3) 今後の進行について

〔シンポジウム〕

→Jikka が 2 月に考えていた協議会発足記念シンポジウムは、条例制定を 1 つのきっかけとして位置づけ、条例制定記念事業を兼ねて 4 月以降に開催する。

吉田室長 条例制定記念事業は今市だけで考えていたが、このシンポジウムを条例をどうやっていくか考える機会として、この協議会の場で意見を出してもらい、主催は市だが協議会と共催ということもありうる。

遠藤 条例制定記念事業に向けていろんな人たちに集まってもらって、センターの運営をどうするかとか、女性問題について議論したり交流したりする場を作っていくとか、そういうつながりができながら、センターも含めた女性問題の協議会とか、そんなふうになっていくのが自然な感じ。

〔協議会の事務局〕

上村 Jikka はいま準備会の事務局であり、協議会発足後の事務局は協議会のメンバーで決めてもらえばいい。条例の成立と兼ね合って一緒に動く、ということ。

遠藤 それがいちばん自然な感じがする。

〔協議会メンバー〕

上村 10 月の準備会にどの範囲の人に声をかけるか？

吉田室長 準備会で本番の会に入ってもらいたい人に少しずつ声をかけて、発足に向けて徐々に広げるかどうか？

上村 社協と市民委員会の方とか、前のシンポジウムのメンバーに声をかけて。シンポジウムを一緒にやったメンバーなら、すでにわかっている。

遠藤 行政がらみのところなら、声をかければ形だけでも来ると思うが、むしろ市民側で女性団体というのは国立にあるのか？ 民間の女性団体。

吉田室長 リトマスさんとか。

上村 誰が呼びかけるか。市と夢ファームが共同で呼びかけるか。市が呼びかけるということにはならないだろうし。

吉田室長 市民委員会には女性団体に入っている人はいない。

上村 市民委員会は一仕事終わったあと、ということで、タイミング的にはとてもよい。情報を提供して、条例と協議会が提案しているところとリンクできるところはあるのか、ないのか。そういう話を協議させてもらうといいのではないか。

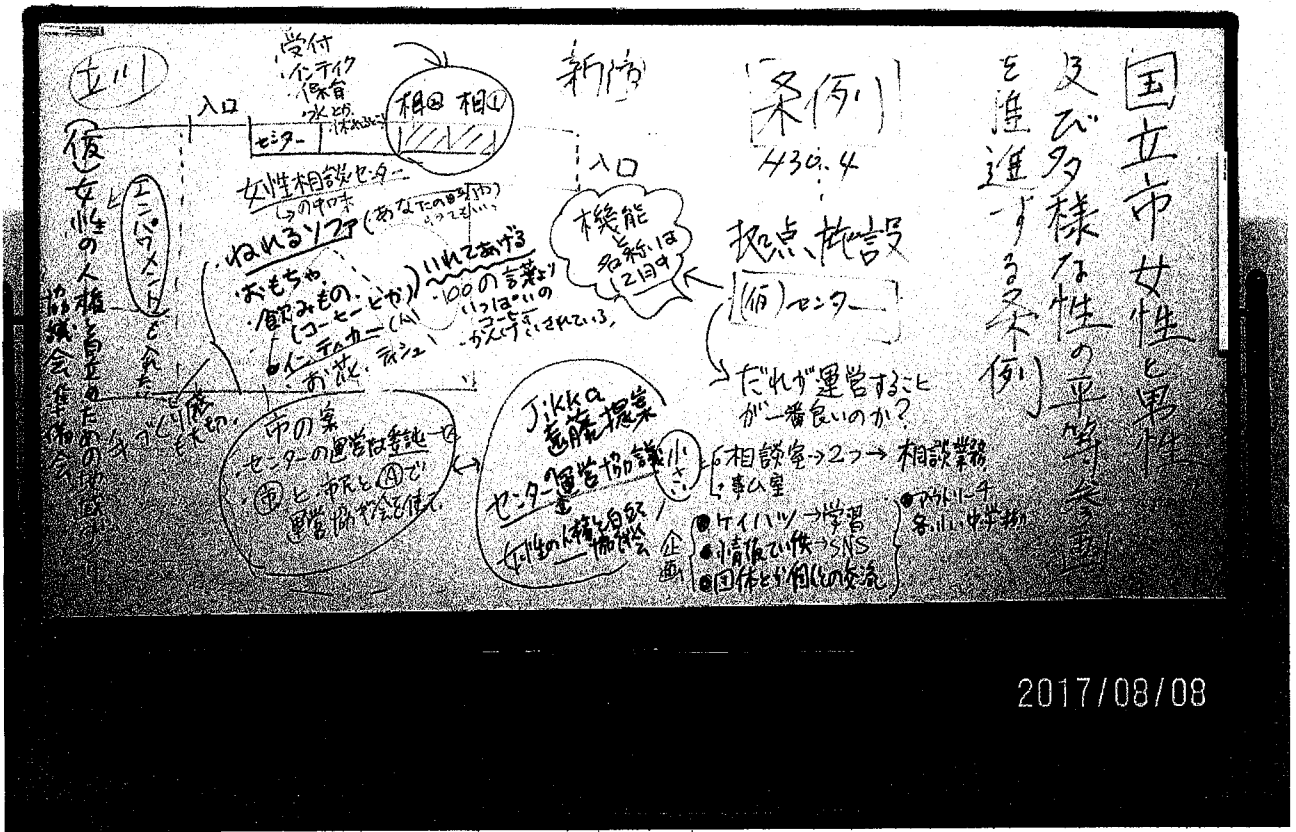
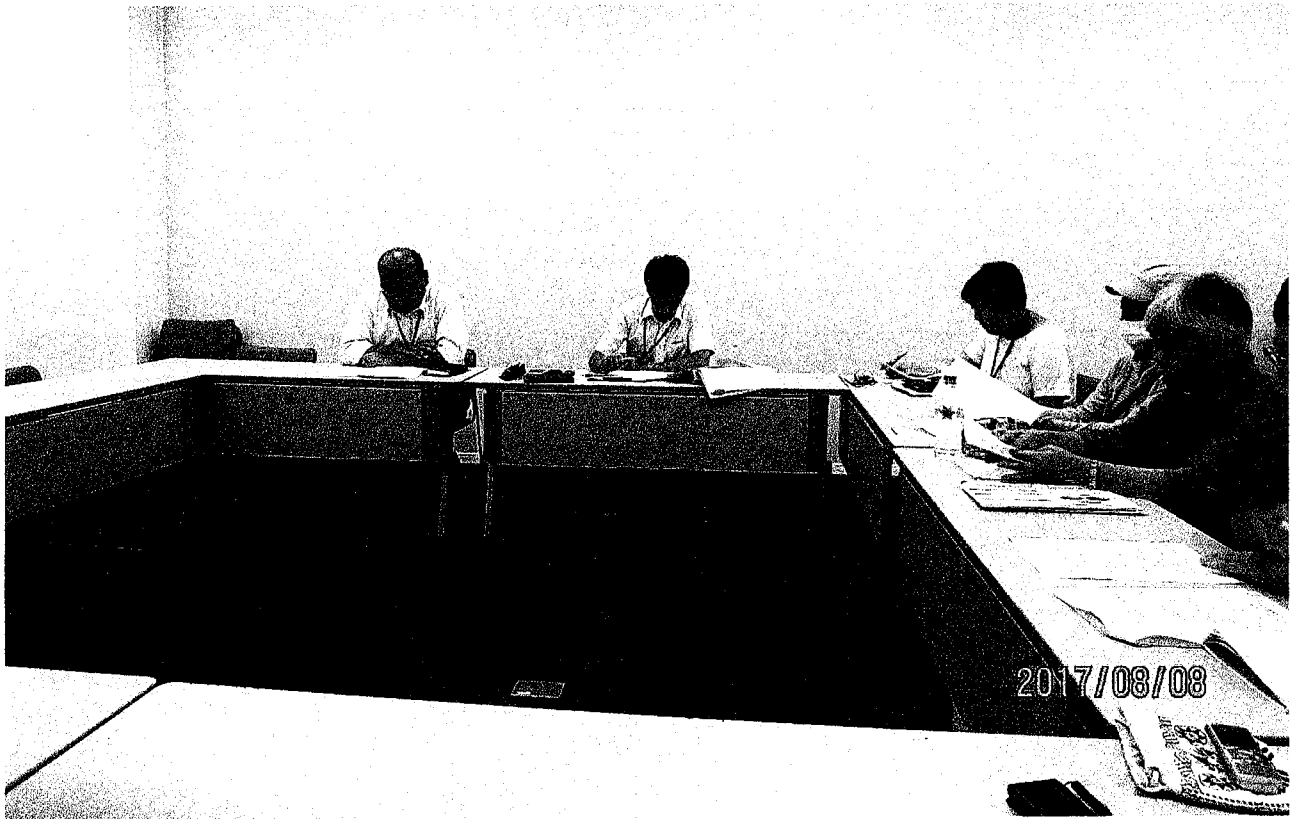
吉田室長 市民委員会は開くと報酬が出ているが、そうではなく、ただその中で関心のある人ということか？

### 3. 次回準備会

日時 ①10 月 2 日 (月) 14 : 00 ~ 17 : 30 の間 または、②10 月 30 日 (月) 午前または午後

(次回は短時間でも市長の出席を希望)

(以上)



# 女性の人権と自立のための地域づくり協議会 第3回準備会報告(案)

日時：2017年10月30日(月)14:00～16:00

場所：国立市役所1F臨時会議室

出席者：〈国立市〉吉田市長室長、橋本男女平等・女性支援担当係長

〈NPOくにたち夢ファーム〉遠藤 Jikka 管理責任者、上村理事、他3人

(記録) 山家

配布資料：「(仮称)国立市男女平等参画センター事業計画について」

## 【議事】

### 1. 前回、前々回記録確認

6月議事録について、市は了解した。(Jikkaは前回了解済み)

8月議事録について、Jikka、市とも了解した。

### 2. 協議

#### (1) 「女性と男性、多様な性の平等参画条例案」の進捗状況

吉田 条例は12月議会に提案する予定。国立市男女平等推進市民委員会の答申に即しながら条例案を作れた。特徴として、LGBT 多様な性の方たちのこと、女性のエンパワメントということを書いている。また、市と市民と事業者だけでなく、「教育関係者」という表現を入れている。条例名は「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」で、来年4月から施行する形。みなさまとともに考えていく条例にしたいので、来年度はシンポジウムやワークショップなどを考えていきたい。

#### (2) 高架下「(仮称)国立市男女平等参画推進センター」の進捗状況

吉田 (配布資料に沿って説明)

##### 1. 目的。(資料読み上げ・記載省略)

##### 2. 施設概要。

(1) 見取り図。(記載省略・資料参照)

(2) 施設の面積や内容。相談室2は、相談中に職員の方で保育のスペースにも使えるようにと考えている。この建物全体が「国立・国分寺プラザ」と言われるものだが、図の左側が国立駅、右側が国分寺方面で、図の左端「オープンスペース」と「会議室」の左側は壁の向こうに「ののわ」がある。「ののわ」から直接入れないので、南北の通路を使って入ってくる。入口は全部で3カ所。図の真ん中「国立市」「国分寺市」と書いてあるのが、この建物のメインの機能になる住民票等が発行できる「北市民プラザ」と同様の機能を持ち合わせたもので、国立市と国分寺市それぞれの職員が境界を隔てて座っている、という形。

「オープンスペース」と「会議室」は市民が利用できる形を考えていると思う。この2室の間のスライディングウォールを外すと広い空間になり、男女平等センターもこのスペースを使ってイベント等ができればと思っている。

(3) 利用対象者。これは、A. 市内在住・在勤・在学者、もしくはB. 市内において男女平等の実現のために活動している企業・団体等。相談がメインの施設なので、相談を受ける対象は市役所と同じ。しかしたとえば他市の方がDVの相談をしたいと来た場合は、相談はしっかりと受け止めて、しかるべきところにつないでいく。

3. コンセプト。①「1人」を大切にセンターに、②「アクセスの良さ」を活かしたセンターに、③「アウトリーチ型」のセンターに(私たちの方から発信していく、出向いていく)、④「自分の人生を自分で決める」サポートができるセンターに。

4つのコンセプトの根底には、普段のみなさんからの話や、夜間・休日の相談を聞く中で、そういうポイ

ントにしたいということがある。

#### 4.地域における女性支援の関係図。

このセンターができたときに、「市」と「夜間休日女性相談事業」と「センター」でどんな関係性ができるのかということを図示。「夜間休日女性相談事業」はたとえば、匿名性があったり、秘匿性があったり、潜在的な相談が入っていると。一方で市の方は、必要性があったり、深刻性や緊急性がある。もう相談したいかどうかは置いておいて、その状態にあるということで市の方に相談で入ってくると。では「センター」は予防的な相談とか、相談自体の入り口としての機能を持てるのではないかと。中心には市民の方がいらっしゃるということ。

#### 5.事業について。

(1)「女性総合相談事業」。センター開館中のすべての時間において、「女性の総合相談」ができるような体制をつくっていかうと考えている。どんな相談でも、健康や家庭、暮らし、人間関係、仕事、ハラスメント等、自分らしく生きていく上で抱えるさまざまな不安や悩みに対して、センター相談員による総合的な支援を行う。

一方でDV等の相談も受けられるような形、体制を取りたい。具体的にはインテイク、初回面談を行って、緊急性の有無を測る。公的な支援が必要な場合は私たち市役所の方からセンターに駆け付ける、という形で緊急態勢に切り替えて動いていく、ということも考えている。

そして、「専門相談」。これはより専門的なカウンセラーや弁護士に相談に対応してもらおうということで、原則予約制を考えている。例えば、カウンセリング相談、女性のための法律相談、LGBT相談、ピアカウンセリング、その他を考えている。

(2)「普及啓発事業」。講座やイベント、研修等を通じて男女平等参画に関する普及啓発や予防的啓発を行う。これまで市長室「平和・人権・ダイバーシティ」としてやってきたことを、これからはセンターの方をお願いしてやっていかうと考えている。

(3)「情報収集・提供・発信」。センター独自のホームページを立ち上げて、そこに国立だけでなく市外だけれども「これは面白いね」という情報を出していく、そういうふうなものを作りたい。

(4)「交流促進事業」は、個人と個人、個人と団体、団体と団体、そういった方々をつなぎ合わせることができたらと考えているが、まずは(1)～(3)を重点的に行った後に、(4)～(6)を考えていく。

(5)「調査・研究事業」は、センターに来る相談などを通して、新たな地域の課題を発見し、深めていく。

(6)「サポーター会議」。センターの発信する啓発事業に関して、市民の皆さんの意見や考えを反映できるように、意見や企画までしていただく場にしたい。

前回「運営協議会」というのが遠藤さんからお話があったが、他のセンターについていろいろ調べた中でも、市民の運営協議会はやっているところとやっていないところがある。

今回この建物全体は「指定管理」にできるが、住民票の発行などをするとところはそれぞれの市が直営で行うと思うので、建物を「指定管理」にするということはないと思う。そうするとセンターだけを「指定管理」にするということはすぐわないので、この事業は委託する方向で考えている。

市の職員がセンターに行くという方法もあるが、他のセンターを見ている中で、民間の方々にやっていただいているセンターの方がおもしろい。この男女平等参画のテーマは市民のみなさんが、地域でどんなことを考えているのか、ということにすごく敏感でアンテナを張っていないといけないと思うので、ここの事業は委託する方向でやっていかうと思う。

その時に「運営協議会」はちょっと規模感が大きい。このセンターは相談事業がメインになってくるが、「運営協議会」は運営自体をどうやっていかうかという形になる。

開設時間は、原則平日は9時10時くらいから、夜7時前後8時くらいと思う。土日祝日も開館するつもり。

上村 365日、その時間で、人件費に関しては計上していくつもりだということ。

吉田 そう。事業委託をするときには計上していく。相談員さんを配置して、相談が来たら相談に乗るが、そうでないときはイベントの企画とか、そういったことをやる。

女性センターの事務スペースは最大でも3人までしか入れないと思う。平日は2人くらいが常時。1人が相談対応に入れば、1人が受付とか対応できるようにと。

これだけの立地を与えられているものを活かすには、開けないという理由がない。ただ開ければ開けるほどお金がかかるので、あとは財政とか全体の中でどうなるか。

上村 女性相談はどの分野にも関係している。

吉田 男性の相談も受ける。ただDVに関しては、交番があるのでそういうところと連携をしっかりと取ってと思う。

上村 このコンセプトはもうほぼ市長を含めて了解は取れているということ？

吉田 一応話が入れている。逆に言うと、みなさんにどうですかと、聞きたい。

### (3) 空き家の活用について

吉田 空き家を担当するのは地域振興課だが、きょう調整できなくて出席できないということだった。空き家の中では、なかなかすぐに活用できるようなものはなかなか難しいようだ。

地域支援協議会＝住宅支援関係の協議会はずいの市の場合まだないし、住宅の施策みたいところで、非常に部署があいまい。やはり国立市は市営住宅を持っていないので、なかなか住宅の施策そのものが備わっていないところがある。

でも現に遠藤さんのところも先日一軒つながらせていただいて、いろいろ難しい部分はあるかもしれないが。そういう可能性というのはきっとあると思うので、次回は直接話してもらえたらと思う。

遠藤 国土交通省の住宅局安心居住推進課が住宅改修事業の募集をしている。30年2月28日まで申請できる。私たちが出会った国立の不動産屋さんが1つ古い物件を持っていて、そこを「シェアハウスにしたいけど、Jikkaさんやらない？」と。もうだいぶ前の話だが。そういうことがきっかけにならないと、役所と私たちNPOだけではだめで、物件を持っている不動産屋がオーナーと話を付けてくれて、ここに噛んでくれるという流れも必要なのだと思う。

吉田 空き家の状況ということだが、今のテーマに入っていく前の状態のような気がする。

遠藤 空き家を調べた、ということだった。

吉田 それなら話せると思う。

遠藤 大家さんとコンタクトの取れている空き家、大家さんが誰か使ってくれる人がいるといいなと思っている。空き家を把握していれば、そういうのを教えてもらったらこちらが当たり易くなる。

### (4) 今後に向けて、「協議会の位置付け」と「メンバー」

遠藤 これでいくとセンターはほとんど相談がメインの事業になる。それで、随時相談は、相談が入ってきたら職員2人のうちどちらかが対応すると。で、後の専門相談に関しては予約を取って面談でやると。

でここにいるスタッフさんは「相談員」じゃない「職員」でいいんですよね、資格を取ってなくてもよい。

吉田 「相談員」として考えている。相談員兼事務員という形を考えている。

遠藤 でも市の正規職員よね。

吉田 あ、私たちが行くわけではない。

上村 業務委託。

吉田 業務委託になれば。私たちは行かない、行かない方がよいと思っている。

遠藤 はあ、この相談員の採用を含めてここの委託された団体がやる？ 直接雇用ではなくて。

吉田 そう。だから「夜間休日（電話相談）」と同じような、そういった事業。「センターの相談等事業」みたいな感じになってマルツとしてくださいと。

遠藤 ではそのスタッフの採用も含めて委託する？

吉田 そう。プロポーザル方式みたいなのがいいと思う。もっとこんな提案があるよ、というのがあってもいいと思う。



遠藤 そうするところには市の職員さんは誰も居ないわけね。

吉田 でも橋本とか私とか、開設間もないときは定期的に行く。必ずそうしなければならないと思っている。他のセンターで、いつでも相談、というところはほとんどない。大体時間を決めるか、予約制。しかし、それだと結局ここに来て時間も合わなくて、ということもあるので、そうじゃなくて、仕事が終わって家に帰る前にちょっと寄ってみようかなど。できれば相談のハードルを下げたい。相談って、何かあった時に、というのももちろん相談だが、もっともっと身近にあってもいいと思う。

そういう「相談」というのはなるべく使わないようにしたいと思うので、もっと自分の生き方を前向きに持っていけるための、知識とか力を付けるような拠点にしたいと思っている。だけどももちろんDVとか緊急時にある対応もしていきたい。

遠藤 ただね、緊急でね、ケース会議を即開かなければならないというときに、職員がいないとケース会議が開けない、ワンストップで。そこら辺のことをどうするかということが、大きいと思う。

とくに即シェルターに入れた方がいいという人が飛び込んできたときに、「役所に行ってください」とは言えない、危ないから。「ここに泊まっていてね」となったときに、職員に電話してたとえば橋本さんに来てもらうということ。

そこに職員がいるということは、即それができるというメリットが大きい。だから直営でない相談というのは、かなりDVの相談については難しい。民間がやった場合、何の行政権限も持っていないから。

吉田 婦人相談員さんというのはない？

遠藤 そう、だから逆に婦人相談員を置くところもあるけれど、民間で婦人相談員はできないから、役所が非常勤で婦人相談員を雇いますよと言わないとだめだから、民間ではそれはありえない。

で、そこら辺のケースワークが発生した時に、どういうふうにつながるかということがちゃんとしていければね。ここで何か事例が発生した時に、決断する人は誰かということ。

橋本 事業を委託するのが私たち市長室になるので、責任としてはこちらに。

吉田 そう、いまの「夜間休日」と同じ。本当に深刻なすぐに動いてもらいたいことがあれば、緊急連絡がこちらに入って、協議して、ということになると思う。

遠藤 だから荷物を持って「逃げてきました」という人をどうするか、という、簡単に言うとそれだけのこと。

橋本 いちばんいいのは、そこで課税証明とかいろんな書類を整えて、ということができればいいが、このスペースで全ての機能が揃わないので、私たちがまずここに来る、状況に応じてここから動く、という形。いずれにしても難しければ「同行」で役所に行く。市役所で必要な手続きをする。1人にするということはありえない。必ず私たちか婦人相談員が相談者に同行する、ということで可能かと思う。

上村 資料に、「緊急一時保護等の公的な支援が必要な場合は、速やかに市の担当課と連携を行い、市の担当課相談員に切り替える」という文言が明記されている。それは当然委託先と市が協定を結ぶ。

来るのと同時に電話をしたらそれが担当者につながり、土曜日でも日曜日でも祝日でも担当者職員の方が駆け付ける、と。そういうことがないと。

しかも専門相談員ではなくずっと居る人は、相談できるけれども、専門相談員までの資格はなくてもやれるような仕事だから、だからその連携を密にしておくことが条件だったらできなくもない。

遠藤 難しい。インテイクで相談を聞いてもいいけど、相談員でない人が相談を聞いてしまうと、専門相談員が来たときに違う話になったりする。相談室を使う人を決めておかななくてはいけない。窓口でおしゃべりの相談と、相談室に入る相談とは分けないとだめ。窓口で聞くのはあくまで受け止めて聞く「傾聴」だけ。必要以上は聞かない。逆にいうとそこで聞いて、パニック起こしたりすると対応できないから。

ちゃんとした相談は「相談」として予約を取らないとだめ。

吉田 この構造は役所ではないので、窓口で話し始めたら、後ろは公共の空間、誰が聞くかもわからない。

上村 そのところは、たとえばスタッフは2人入れますとか、まさしくプロポーザルですればよい。選ぶところの質を上げることが市として大事。ちゃんと危険がないとか、そういうところで専門性を、プロポーザルのときの判断の質を上げていく。

遠藤 弁護士とか専門相談、法律相談を入れるとか、精神科のメンタルの相談も受けるとなった時に、それも含めての委託になる？

吉田 そう。たとえば、毎週何曜日何時からカウンセリング、何曜日は法律相談、というような形で組んでもらいたい。その相談員さんとか弁護士さんとかの費用というのも費用に乗せる。あとは利用者さんの状況に合わせて考える。例えば LGBT 相談をなぜ入れたかという、市でやれていないから。そういった意味でも期待したい。どれをそこにに入れるかは委託された側に、考えていただく。

遠藤 そしてオープンにすればいいと。

吉田 はい。

上村 勝手に考えていいのではなく、市としての条件があると。

吉田 条例で考えてください、ということ。

上村 ある程度の人材を持っている団体、実績のある団体でないと、できない。

吉田 もちろんスタートからすべてのメニューが組めるというのではなくて、やってみてニーズはどうなのか、というところで試しながらでいいと思っている。

上村 ちょっと準備会との兼ね合いに戻したいが、遠藤さんは最初はここで立ち上がる協議会がこの運営をやるといいと提案されたが、市としてはそこがちょっとなじまないという形で今話された。ある程度相談に特化してやりたいと。

しかも運営に係わるサポーターということで、相談ではなくて啓発に関して、みんなの意見を聞くとか、そういう形でサポーター会議は想定できる、と。この場合の「サポーター会議」というのはいま立ち上げようとしている「協議会」とイコールで構わないイメージ？

吉田 このサポーター会議で、根底とすることが理解されているのであれば構わない。ただこの「協議会」の中に一般の市民が入れる余地があれば、と思う。

なぜ「サポーター会議」にしたのかというと、「夜間休日」に同じような運営協議会というのが別組織でできて、こうやった方がいい、ああやった方がいい、と出たときに、遠藤さんたちの主体性・創造性というのがちょっとずれるのではないか。どちらかという、サポーターさんが「ここでこんなことをやっている」「この前こんなおもしろいものがあった」と情報を入れてくれる、そういった意味での組織。

指定管理者のところとか市の直営でやっているところは、もっと民間や市民の意見を入れていくという意味で、また市民がチェックする意味のそういった協議会がある場合もあると思う。

遠藤 「サポーター」はここで位置付けなくても絶対必要だから、事業者さんはサポーターを集めようとすると思うが、ボランティアとしてね。

吉田 若い人とか入ってもらいたい。学生さんとか、高校生とか。

遠藤 要するに公民館には公民館運営審議会というのがある。全市的に女性センターが立ち上がることをきっかけにして、拠点があって、その拠点でいろんなことを取り組んでくれる、と思ってもらえるというふうな場所にしないとつまらない。その場合に、私は関係ないと思う人が出ないように、支えなくてもいい、文句だけいう人でもいいと思う。サポーターは支えようと思う人しか来ない。支えたくない、文句言いたい人の文句を吸収する場所が必要だと逆に私は思っているわけ。委託されたのは1団体だけど、実は大勢の人がいろんな形で関わっているということが重要。

要するに「偏っている」と言われないか、ということを私は危惧しているだけ。なんか一部の人たちが集まったところがやっているんじゃないの？ って言われないような、仕掛けというのは要るのじゃないか。

いちばんいいのは、市民委員会の人たちがそのまま一般社団か NPO を作って、そのまま委託されてやってくれればと思っている。

ジェンダーバッシングであちこち名だたる女性センターが本当にどんどんつぶれていっている。相談をやらないうところ、啓発だけやっているところがつぶれていっている。

吉田 やはりつぶれていく、衰退してしまうセンターがあって、その理由として、すべての人が必要だと言うのではなくて、一部そういう見方をする人たちによる意見とかによって、ということがある。くにたちの

場合には、ということもあるわけで。

遠藤 署名運動などを行ったのは、普段センターに関わらないで、単なる利用者だけれども、いざというときには、わーっと集まって、大変だ、あそこがつぶれる！ と署名運動に集まるとか、そういうことをやってくれるわけ。しかし委託された事業者はそんなことはできない、絶対に。自分の事業のために続けて、なんて言えないから、できない。

具体的な日々の活動のサポーターじゃなくって、社会的にこのセンターは必要なんだよ、あんたたち頑張ってるね、と言ってくれるそういう支えが、声がないと、何かのときに、事業者やめますか？ やめませんか？ みたいな話になりかねない。

Jikka 出席者 誰でも相談に来られるように女性相談と言わない方がいいのではないかな。

遠藤 加害者が偽って父子家庭として相談に来る危険があって、あえて「女性相談」という。それと男性を入れる時は男性相談員を用意しないと危険。窓口はある意味厳格にしておかないと、こっちの力量がないと危ない。

橋本 男性相談についても考えていたが、いくつか視察に行って「進まない」と聞いた。

遠藤 やはり「DV」と出した方が結構被害者の男性が来る。

Jikka 出席者 離婚関係の電話相談をやっているが、圧倒的に男性が多い。相談できる場所がない、と。

遠藤 その辺はこれから細かく検討していけばいい。

上村 どういうところがやってもいいけれど、相談をメインにするということはこれはなまじのことじゃない。行政側から365日のダイヤルというのを、よく今どき出してきたと思うし、国立市の政策として生まれてくるというのはものすごく大事だと思う。

で、それをいい方向で実現させるということで、プロポーザルの条件をものすごく高くしてほしいと思っている。だからそれをちゃんと手を挙げられて、しかも注文もできる、力のある団体があるか、ということ。

Jikka も含めて。しかし、そこを受けていく、まあ受けながら力を付けていけばいいと思う。

この協議会をちゃんと有効な組織にするために、遠藤さんはここを運営するという風に提案されたと思う。自分たちがこれを請け負える団体を作って、それをNPOにすると。そこが協議会としてプロポーザルに応募して運営を取っていく、というやり方もできる。

ただそうすると、ここで協議を続けていく意味がなくなっていく。だから先に進まないというところがある。

上村 駅前センターに関してプロポーザルや募集をかけるのはいつ？

吉田 来年度早々5月に建物はスタートするのじゃないかということで、3月に募集では間に合わないから、2月1月とか。決定は3月じゃないと。ただ、今から募集をかけられるかということ、まったく、まだ議会にもお話ししていないし、予算もまだ何も、というところなので。

上村 ということは、このセンターに事業者の方が先に決まってしまうということ。運営主体にこの協議会がなるというのはほぼ無理。

遠藤 協議会を作るか作らないかを決めればいいのかと思うわけ。作らなければ作らないでいいが、作るのだったら逆に2月にシンポジウムをまたやるということ？

上村 前回準備会では4月以降ということだった。

遠藤 それを早くしなければだめね。

上村 ということは表で募集をかけていくわけですね。

吉田 はい。

上村 そうしたら、そのままこういう場に、「女性の人権と自立のための拠点になるといいね」までは言えるわけね。

だから、今度の高架下にできる場をいかにして市民が、それこそサポーター会議になるのかもしれないけれど、自分たちのものにしていくかということを考えるというワークショップ、という形でシンポジウム。そういうもので、関心のある人を集めるというものだったら、今年度中1回やるのならできるよね。経常的にはなく、単発で。

遠藤 協議会ではなくて、ほんとうにサポーターと位置付けて、何かあったら助けてくれる人、という位置付けにして。そういうワークショップをやって、サポーター登録をしてもらおう。

上村 今後に向けて、この協議会というのは継続しなくても別にいい。シンポジウムか何かで1回限りでいいが、メンバーとしてつぶれない、ちゃんと支えて、維持する。「いいね、いいね」だけではない。ちゃんと物も言うし、手も出すし、という形。そういうものの場の最初にするために、居てほしいメンバーというのは、どういう人たち？ 商工会とか。

吉田 シンポジウムをやった人たち。

上村 前回のシンポジウムのメンバー、一橋大学、商工会とか、ソロプチミストとか、もちろん条例を作られた市民委員会と、リトマスさんとか。

まちづくり協議会が実行委員会を立ち上げて、2月か3月にこれをやる、と。で、この実行委員会は単発であっても、この中の協議会のメンバーになっていく、と。

遠藤 要するに運動体。事業者じゃなくて。

上村 まとめ①「女性の人権と自立のための地域づくり協議会」が来年2月か3月に開催するシンポジウムの実行委員会になる。

そして、②この実行委員会は、この条例に基づいた、あるいはこの条例を推進するために、あるいは高架下の「平等参画ステーション」をもっと市民にとって有効なものにするために・・・とか。

#### (5) シンポジウム開催について

吉田 市の方でも来年度には、条例のお披露目シンポジウムをやりたいと思っている。4月以降に。

ただwamさんの関係で年度内に収めておかないといけないということはない？

上村 それは大丈夫。wamは夢ファームが自治体とどう協働化していくのか、地域でどう支え合う場を広げたか、そういう総体としてすごく重要だと思っているので、自治体が関心を持って、こういう会を持てるということ自体を評価している。

遠藤 サポーターの声掛けをしないといけないから、シンポジウムは2月くらいでいいと思う。

上村 そんな大々的なものでなくても。2月開催なら、次回はシンポジウムにむけて話さないと間に合わない。市が共催する、後援する、それから実行委員会が立ち上がる、立ち上がる時にどういうメンバーに声をかけるか。

遠藤 ①協議会を立ち上げる。協議会を知ってもらいイベントをシンポジウムとしてやる。市と共同で男女平等の実践、事業をいっしょにやりませんか、という呼びかけを、協議会か実行委員会の名前で呼びかける集まり、というのがある。

②だから2月にその集会だかイベントをやる目標を持って、そのために実行委員会か協議会か分からないけど、やはり「協議」会になるのかな？ 協議会は発展しなくて、1年に1回やればいいと思う。

上村 こんど条例もできた、駅前センターもできる、と。そこに対して今度市民のシンポジウムをやりたい、という形で企画をする。このたび企画するのは「女性の人権と自立のための協議会」ということで、協議会立ち上げということをやります？

遠藤 事務局としては協議会があって、そこが広く呼び掛けてシンポジウムを開きました、と。

上村 普通〇〇実行委員会というのでやるけど、そういうのはしないでこういう名前でやります、と。だからその中にたとえばにたち夢ファームも1団体として入っている、と。そこに商工会も1団体として入ってもらえませんか、ソロプチミストも入ってもらえませんか、という感じでいくということ。

で、市役所もできたら入ってもらえたらうれしい、ということ。そういうイメージで、国立市、とか、社会福祉協議会、とか、商工会、とか、一橋大学、とか、なんとか、と団体が名前を連ねて、それらの団体が「まちづくり協議会」という名前のもとでこのシンポジウムを開く、という位置付けで行う、と。2月に行う、と。規模は小さくても良い。そういうことだよ。

こういうイメージで、提案させていただくので、持ち帰っていただいて、2月くらいにたとえばそういう形

で、市もまちづくり協議会の1メンバーとして、できる？

吉田 前は共催として。メンバーとして入っていったときにどういう風になるのかな？

遠藤 前と同じでもいいとは思。協議会という名前が付くと面倒くさいのだったら、別にシンポジウムに関する実行委員会でいいと思う。

吉田 実行委員として、出せるものは出してという感じで。所属する団体の中で市の予算を執行するというのはちょっと難しい。

上村 では共催で。

吉田 そのために今年予算を取って計画していたわけではないので、ちょっと整理しなければいけないこともある。

上村 また前回と同じように一橋大学を借りられないか、とか、そういうところをやれていく、ということ。そういうことで2月にこの協議会という名前の実行委員会で、いろんな団体を入れてもらって、シンポジウムをやってみる、と。

次回、シンポジウムのコンセプトを考えて、これでやりましょうと確定したら、実行委員を増やす。市の方も話してみてください。

市報にはぜひ載せたい。

吉田 2月5日号に載せるとしたら、12月末くらいには内容が決まっていないと。

上村 ということは、次回はシンポジウムを確定して、講師等もみなさん考えてきてください。とくに市の方は自分たちが考えてきたコンセプトにいちばんぴたりする人を考えてください。

テーマはほとんど決まっているので、あとは場所。一橋大学で、黒崎先生にまた借りられるか聞いておく。

吉田 ちょっと考えてみる。

2月の最終の方なら「市報」は2月20日号という手もある。あるいは3月に入るならもう少し時間がある。

#### ◆次回準備会

日時 ①11月20日(月)午後、または②11月27日(月)～13:30か14:30～ 場所はJikka

議題 ・2月シンポジウムの具体案検討  
・空き家の活用、ほか

(以上)

